

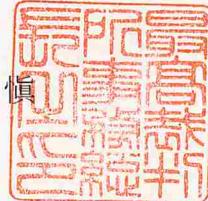
最高裁秘書第1518号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020030号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

秘書課職員配置図（令和2.4.1）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号、内線番号等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び同第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

### 秘書課職員配置図

(令和2. 4. 1)

